

# 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント利用契約書

様（以下「利用者」という。）、

（以下「事業所」という。）及び中間市地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、事業所及びセンターが利用者に対して行う介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの利用について次のとおり契約を締結します。

## （契約の目的）

第1条 事業所及びセンターは、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防サービス・支援計画書を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な介護予防サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。

## （契約期間と更新）

第2条 契約期間は、契約締結日から1年間とします。

2 利用者が契約の有効期間満了日までに更新を行わない旨の意思表示をしない場合には、前項の規定によらず、本契約は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とします。

## （介護予防支援等の担当者等）

第3条 事業所及びセンターは、利用者のために、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの担当者として職員を選任し、担当者がその職務を誠実に遂行するよう責任をもって指導監督し、適切な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに努めます。

2 事業所及びセンターは、前項の担当者を選任し、又は変更する場合には、利用者の状況とその意向に配慮して行うとともに、事業所及びセンターの都合により担当者を変更する場合には、あらかじめ利用者と協議します。

3 事業所及びセンターは、第1項に規定する担当者に対し、専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意をもってその職務を遂行するよう指導するとともに、必要な対応を行います。

4 担当者は、常に身分証を携帯し、初回訪問時及び利用者や利用者の家族から提示を求められたときは、身分証を掲示します。

## （介護予防サービス・支援計画の作成等）

第4条 事業所又はセンターは利用者の意向や心身の状況及び家族の意向等を踏まえ、介護予防サービス・支援計画書を作成します。

2 利用者が介護予防支援を利用する場合であって、かつ、事業所が指定介護予防支援事業者として指定を受けている場合は、事業所が介護予防サービス・支援計画書の作成します。

3 利用者が介護予防ケアマネジメントを利用する場合は、センターが介護予防サービス・支援計画書を作成します。この場合において、センターは利用者の同意を得たうえで、事業所に介護予防サービス・支援計画書の作成を委託することができます。

4 利用者が介護予防支援から介護予防ケアマネジメントに移行する場合、又は、介護予防ケアマネジメントから介護予防支援に移行する場合においては、事業所とセンターは密に連絡を取り合い、利用者が遺漏なく円滑にサービスを利用できるように努めます。

5 介護予防サービス・支援計画書を作成する事業所又はセンターは、次の各号に定めるとおり、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを実施します。

- (1) 利用者自らが要介護状態になることを予防し、居宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、そのうえで利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた介護予防サービス・支援計画書を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (2) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスを多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努力します。
- (3) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることがないように、公平中立に行います。
- (4) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、医療サービスとの連携に十分配慮し、利用者が医療サービス等の利用を希望している場合には、主治医等の意見を求め、その指示がある場合にはこれに従い、介護予防サービス・支援計画書を作成します。
- (5) 介護予防サービス・支援計画書の作成後においても、利用者やその家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、介護予防サービス・支援計画書の実施状況を把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて介護予防サービス・支援計画書の変更、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

#### (介護予防サービス・支援計画書の変更等)

第5条 事業所及びセンターは、利用者が介護予防サービス・支援計画書の計画の変更を希望する場合には、速やかに自立した日常生活に向けての検討を行い、必要に応じてその変更に向けた手続きをするとともに、これに基づき介護予防サービス等が円滑に提供されるようサービス事業者等への連絡調整を行います。

- 2 事業所及びセンターは、利用者が介護予防サービス・支援計画書の範囲内でサービス内容等の変更を希望する場合には、速やかにサービス事業者への連絡調整等を行います。

#### (介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの記録等)

第6条 事業所及びセンターは、利用者との合意のもとで介護予防サービス・支援計画書を作成し、利用者への写しを交付します。

- 2 事業所及びセンターは、介護予防サービス・支援計画書に記載したサービス提供の目標等の達成状況等を定期的に評価し、その結果を介護予防支援・介護予防ケアマネジメント経過記録等の書面に記載するとともに、介護予防サービス・支援計画書の変更が生ずる場合は、必要に応じて介護予防サービス・支援計画書を追記・修正し、利用者へ説明のうえ、その写しを交付します。
- 3 事業所及びセンターは、利用者に対する介護予防サービス等の提供に際して作成した記録や書類を整備し、作成日から5年間これを保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

#### (事故時の対応)

第7条 事業所及びセンターは、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。

- 2 事業所及びセンターは、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施に際して利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業所及びセンターの故意又は過失によらないときは、この限りではありません。

#### (秘密保持)

第8条 事業所及びセンターは、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

2 事業所及びセンターは、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

3 事業所及びセンターは、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書で得ない限り、サービス担当者会議等において利用者及び利用者の家族の個人情報を用いませぬ。

#### (利用者の解約権)

第9条 利用者は、契約終了希望日の7日前までに事業者に予告することにより、本契約の解約を申し入れることができます。

2 利用者は、事業所及びセンターが次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに契約を解約することができます。

(1) 正当な理由がなく介護保険法等の関係法令及び本契約書に定めた事項を遵守せずに介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を怠ったとき

(2) 守秘義務に違反したとき

(3) 事業を継続する見通しが困難になったとき

(4) 前各号の他、本契約に違反したとき

#### (事業所及びセンターの解約権)

第10条 事業所及びセンターは、利用者の著しい背信行為により本契約を継続することが困難となった場合には、その理由を記載した文書を交付することにより、本契約を解約することができます。

#### (契約の終了)

第11条 次の事由に該当した場合には、本契約は自動的に終了します。

(1) 利用者の要介護認定区分が、要介護と認定されたとき。

(2) 利用者の要介護認定区分が自立（非該当）で、事業対象者にならなかったとき。

(3) 事業対象者とならないまま、要支援認定の有効期間が終了したとき。

(4) 利用者が死亡したとき。

(5) 利用者の所在が2週間以上不明になったとき。

2 事業者は、本契約が終了する場合で、必要があると認められるときは、利用者の同意を得て、利用者が指定する指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者及び地域包括支援センター、並びに医療機関等の関係機関への関係記録の写しの引き継ぎ、介護保険外サービスの利用に係る市町村等への連絡等の調整を行います。

#### (苦情処理)

第12条 事業所又はセンターは、自ら提供した介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント又は介護予防サービス・支援計画書に位置づけた介護予防サービス等に対する利用者又はその家族からの相談、苦情等に迅速かつ適切に対応します。

(利用者代理人)

第13条 利用者は、自らの判断によるこの契約を定める権利の行使と義務の履行に支障が生じるときは、あらかじめ選任した代理人をもって行わせることができます。

(裁判管轄)

第14条 この契約に関する紛争の訴えは利用者の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

(協議)

第15条 この契約に定められていない事項については、介護保険法その他関係法令等に定めるところを遵守し、利用者、事業所及びセンターが誠意をもって協議のうえ決定するものとします。

上記の契約の締結を証するため、本書3通を作成し、利用者、事業所及びセンターが記名押印のうえ、各自1通を保有するものとします。

年 月 日

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

利用者は、身体の状態等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が代わってその署名を代筆します。

代筆者 氏名 \_\_\_\_\_ (印) 利用者との関係 \_\_\_\_\_  
代理人 (代理人を選任した場合)

氏名 \_\_\_\_\_ (印) 利用者との関係 \_\_\_\_\_

事業所 所在地 \_\_\_\_\_

法人名 \_\_\_\_\_

事業所名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ (印)

センター 所在地 中間市中間一丁目1番1号 \_\_\_\_\_

事業所名 中間市地域包括支援センター \_\_\_\_\_

代表者名 管理者 \_\_\_\_\_ (印)